

家族加入割引細則

第1条（家族での加入）

- 1 団体加入のうち家族による手続を通常団体とは別途定める。
- 2 家族（複数名）で同時に本機構に入会を希望する場合、家族を代表するものにより入会及び会員期間の更新手続を行うことができる。
- 3 この手続を家族加入手続という。
- 4 家族とは2親等以内の親族をいう。

第2条（家族本会員）

- 1 家族を代表し入会手続を行うものを家族本会員という。
- 2 入退会手続、事務連絡、会費・入会金・事後分担金・事務手数料の支払等はすべて家族本会員を通じて行う。
- 3 カバレッジ制度の利用、事後分担金の支払義務などは各会員に帰属する。

第3条（家族会員）

- 1 家族本会員により入会手続が行われた会員を家族会員とする。
- 2 家族会員も本機構会員として個人会員（本会員）と同一の権利及び義務を負う。
- 3 カバレッジ制度の利用、事後分担金の支払い義務等は各会員に帰属する。
- 4 家族本会員の会員期間中の家族会員の入会を途中入会とし、その期間は中途入会の時期にかかわらず、家族本会員の会員期間の終わるまでとする。ただし、平成26年3月31日までに入会の家族会員の期間は変更しないものとする。

第4条（家族会員の割引）

- 1 本機構は家族会員に対して所定の割引を設け、入会金及び会費を以下の通りとする（消費税別途）。

家族種類	入会金	会費
家族本会員	2,000円	2,000円
家族会員	1,500円	1,500円

- 2 事後分担金に関する割引制度は設けない。

第5条（その他）

本条項に定めのない事項については、団体包括加入細則に準じるものとする。

付則 この細則は2008年1月1日制定し、同日より施行する。

以上